

<b>静 岡 市 報</b>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

## 監 査 公 表

### 静岡市監査公表第1号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成27年 7 月 3 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	佐 藤 成 子
同	山 本 彰 彦

### 記

- 1 平成23年度包括外部監査（水道事業及び下水道事業に関する財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について）

#### 《施設管理》

- (1) 管路の老朽化対策（水道部）について [水道企画課、水道管路課]

#### 【指摘事項】

現時点において、アセットマネジメント手法による資産管理を一部実施しているようであるが、その運用・手法については確立されていない。

管路の更新には、多額の財源と中長期的な対策が必要となることから、少しでも早い時点で、アセットマネジメントを全面的に導入し、資産管理に努めていくことが必要である。また、その過程において、更新費用の総額を見積もり、全体の規模感を押さえたうえで、長期的に投資額を平準化することについても、検討しておく必要がある。

【措置の状況】（平成27年 6 月25日 報告）

平成26年度に策定した「静岡市水道施設中長期更新計画」では、アセットマネジメントの考え方を導入し、現在、保有している資産の総額を把握したうえで、保有資産の分類ごとに想定使用年数を設定しました。

また、これらを基に更新費用の総額を見積もり、施設ごとに優先順位付けを行うことにより事業費及び事業量の平準化を図りました。(水道企画課)

平成26年度に策定した「静岡市水道施設中長期更新計画」では、アセットマネジメントの考え方を導入し、詳細な全体資産を把握し、管の劣化状況、救護病院や1次避難所等の災害拠点施設との関連性を総合的に分析・評価し、老朽管路の更新順位付けを行ったうえで、事業費や事業量の平準化を図ったもので、平成27年度からスタートする「静岡市上下水道事業第3次中期経営計画」に実施目標を反映させております。

今後は、この計画に沿って進捗管理に努め、事業を推進してまいります。(水道管路課)

## (2) 水道施設の耐震化(水道部)について [水道企画課、水道施設課、水道管路課]

### 【指摘事項】

現行の計画では、管路の耐震化率が平成31年で26.3%、浄水施設の耐震化率は平成26年で33.7%、配水池の耐震化率については計画そのものがない。

東海地震を想定すると、早期に耐震化率100%を達成することが望ましい。

耐震化率の目標数値を設定した中長期的な耐震化計画を策定し、市民に対して公表することが必要である。

### 【措置の状況】(平成27年6月25日 報告)

水道施設の耐震化については、現状の施設状況や機能を踏まえて、施設の重要度や震災時の市民生活への影響度などを考慮し、平成26年度に「静岡市水道施設中長期更新計画」を策定しました。また、本計画のうち平成27年度から平成30年度までの実施内容について「静岡市上下水道事業第3次中期経営計画」の中で定め、これに基づき順次耐震化を図っていきます。

なお、「静岡市水道事業第3次中期経営計画」については市のホームページに掲載し、公表しました。(水道企画課)

配水池の耐震化について、平成26年度に策定した「静岡市水道施設中長期更新計画」に

に基づき、平成27年度から平成30年度までに耐震化を実施する施設と耐震化成果率を「静岡市上下水道事業第3次中期経営計画」に掲載し公表しました。

今後は、これらの計画に基づき、配水池等水道施設の耐震化を推進していきます。(水道施設課)

水道管の耐震化について、平成26年度に策定した「静岡市水道施設中長期更新計画」に基づき、平成27年度から平成30年度までに耐震化を実施する水道管の施工延長と耐震化成果率を「静岡市上下水道事業第3次中期経営計画」に掲載し公表しました。

今後は、これらの計画に基づき、水道管の耐震化を推進してまいります。(水道管路課)

(3) 鉛製給水管の布設替え(水道部)について [水道企画課、水道管路課]

【指摘事項】

早期に鉛製給水管をゼロにすることを目指し、更新計画とその達成状況を市民に公表する必要がある。

中期経営計画において、鉛製給水管の布設替えを市民の安心・安全対策としてとらえるべきである。

【措置の状況】(平成27年6月25日 報告)

鉛製給水管の布設替えについては、平成27年3月に策定した「静岡市上下水道事業第3次中期経営計画」において「安全でおいしい水の安定的な供給」の施策として位置付け「静岡市鉛製給水管更新計画」に基づき平成27年度から平成30年度までの実施目標を定めました。

なお、「静岡市上下水道事業第3次中期経営計画」については市のホームページに掲載し、公表しました。(水道企画課)

鉛製給水管は、漏水の主な原因となることから、平成41年度末の事業完了を目標とする「静岡市鉛製給水管更新計画」に従い、ポリエチレン管に取り替える事業を進めています。

市民の皆様には、上下水道局ホームページで更新実績を公表しており、事業の御理解と御協力を併せてお願いしています。

また、平成26年度に策定した「静岡市上下水道事業第3次中期経営計画」の中で、安全でおいしい水の安定的な供給として鉛製給水管の更新を位置付けており、今後は事業を加

速して、早期に解消できるように努めていきます。(水道管路課)

(4) 下水道施設の老朽化対策(下水道部)について [下水道計画課]

【指摘事項】

静岡市では、アセットマネジメント手法による事業計画に取り組み、実践してはいるものの、計画の内容は決して十分なものとは言えない。この計画は、老朽化施設のすべてを対象としたものではないため、事業量やコストなど、全体の規模感が把握できないのである。

そこで、まずは現状の計画を、管きよを含め、老朽化が進むすべての施設を対象としたものに改め、そのうえで、更新費用の総額を見積もり、事業量と投資額の平準化に取り組んでいく必要がある。

【措置の状況】(平成27年6月25日 報告)

平成25年度から26年度にかけてアセットマネジメントを用いた「静岡市公共下水道再構築基本計画(管きよ・施設)」の見直しを行い、管きよの老朽化対策も含めて投資額の平準化を図りました。

また、本計画のうち平成27年度から30年度までの実施内容について「静岡市上下水道事業第3次中期経営計画」の中で定め、これに基づき事業を推進していきます。(下水道計画課)

《人事管理》

(5) 技術職の人材育成強化の必要性(水道部および下水道部共通)について [水道総務課、下水道総務課]

【指摘事項】

「第2次水道中期計画」及び「第2次下水道中期計画」の人材育成の取り組みについては、公務員全体にいわれている課題を掲載しているが、市民に公表する計画として人材育成に関する現状を具体的なデータ(技術職員の年齢、経験年数、保有している技術・経験・ノウハウなど)をもとに分析し、導き出された課題とその対応策を今後の中期経営計画に具体的に示す必要がある。

【措置の状況】(平成27年6月25日 報告)

人材育成への取り組みについては、平成26年度に労務職員及び技術職員の年齢構成、水道事業の経験年数、保有資格などを個人ごと分析し、労務職員の退職までの期間、技術職員の異動サイクル、中堅職員層が薄い年齢構成、水道経験が長い職員の存在などの水道事業に特徴的な事項を整理しました。

これを受け、人材育成の有効な取り組みとして ①労務職員が退職する前に、労務職員が持つ技術（文書では表しにくい現場での経験等によって培った技術）を現場で伝承するためのバディ制度（労務職員と若手職員等がペアで現場対応する制度） ②技術・知識をデータ化して水道部各課が共有管理できる制度 ③技術・知識を全職員に波及させるためのeラーニングなどの検討・実施について、「静岡市上下水道事業第3次中期経営計画」に盛り込みました。

今後はこの計画に基づき、技術職員の人材育成に積極的に取り組んでいきます。（水道総務課）

平成27年度からスタートする「静岡市上下水道事業第3次中期経営計画」に、技術職員の人材育成に係る施策を盛り込むため、人材育成のための効果的な方法を調査研究しました。

この調査研究から、①技術・知識をデータ化して下水道部各課が共有管理できる制度、②技術・知識を全職員に波及させるためのeラーニングなどの検討・実施について、「静岡市上下水道事業第3次中期経営計画」に盛り込みました。

今後はこの計画に基づき、技術職員の人材育成に積極的に取り組んでいきます。（下水道総務課）

## 2 平成24年度包括外部監査（高齢化対策事業の事務の執行について）

### 《高齢者福祉事業》

- (1) 単位老人クラブ補助金事業：単位老人クラブ加入者数増加への取り組みについて [高齢者福祉課]

#### 【指摘事項】

静岡市の老人クラブの会員数及び加入率は年々減少傾向にあり（平成23年度末会員数23,907人）、目標である加入者数26,000人を達成することは困難な状況にあると言わざるを得ない。

一方、高齢者の孤立を防ぐため、老人クラブ等の地域コミュニティへの参加を促進して

いくことは、今後重要な課題となってくると思われる。

市の目標として、老人クラブの加入者数26,000人を掲げている以上、その達成に向けての具体的な施策を検討し、実行する必要がある。そのためには、まずは単位老人クラブごとの新規加入会員数及び退会会員数の動向、会員数の年齢別構成の状況、独居老人の加入状況、退会会員へのアンケート調査などの情報をもとに現状を分析し、何が問題なのかを把握することから始める必要があると考える。

**【措置の状況】**（平成27年 6 月25日 報告）

市では、高齢者の孤立防止や生きがい活動への参加支援など、高齢者が生きがいを持って活き活きと活躍できる社会の実現に向け、様々な取組みを行っており、老人クラブへの支援もその一つです。

老人クラブの育成・指導を行う老人クラブ連合会では、平成26年度、全国老人クラブ連合会が提唱する「100万人会員増強運動」に呼応し、「1単位老人クラブ2名純増」を目標に各単位老人クラブで声掛けを実施するとともに、27年度からは連合会の愛称を「シニアクラブ静岡市」として、『老人』というネーミングがもたらす拒否感の軽減を図り、加入率の増に努めています。

市としても、高齢者の老人クラブへの参加は、高齢者の生きがい活動の一つとして、重要であると考えています。今後も、老人クラブ連合会との協力体制を強化していくとともに、老人クラブの活動等の支援も行っていきます。（高齢者福祉課）

**(2) 紙おむつ支給事業：紙おむつ支給サービスの見直しについて** [高齢者福祉課]

**【指摘事項】**

紙おむつの支給方法として、静岡市は金券制を採用しているが、それ以外にも、宅配や宅配と金券制の併用等、支給方法に関して幅を広げる余地があると考えます。

特に宅配については、高齢者の享受できるメリットも多いため、サービス向上の一環として、制度の導入を検討する必要がある。

**【措置の状況】**（平成27年 6 月25日 報告）

紙おむつの支給方法として、金券制は変更しないものの、宅配を希望する利用者への対応について、本事業の受託者である薬業関連組合と継続的に協議を行ってきました。

この結果、全ての加盟店舗とはいかないものの、平成27年度から無料もしくは一部条件

付きで宅配を行うことで基本的に合意しました。

今後も無条件で宅配が可能となるよう、同組合と協議を継続していきます。(高齢者福祉課)

《過年度包括外部監査の指摘事項等の措置状況》

(3) 補助金：総合的な評価について [行政管理課]

【指摘事項】

静岡市では、いまだ補助金等の総合評価制度は確立されていない。市は、平成21年度の包括外部監査の指摘を受けて、措置状況を公表し、行政評価制度（補助金の評価を含む）の見直しに取り組んでいるものの、その改善状況は不十分であると言わざるを得ない。

措置状況で回答しているように、効率的・効果的な行政評価制度の仕組みを構築する必要がある。

【措置の状況】(平成27年 6 月25日 報告)

行政評価制度については、適切な目標設定や評価方法が課題であったため、平成26年度に外部専門家による行政評価制度の見直し支援業務（ヘルプデスク）を実施し、指標や評価方法（評価対象・目的・進め方等）を見直すとともに、新たに補助金等の評価シートを作成することで、適切な検証と評価ができるよう見直しました。

また、3次総の策定に併せ、政策・施策評価を実施するため、2次総のプロジェクトについて、政策・施策レベルの内部評価を行うとともに、行財政改革推進審議会による外部評価を試行し、行政評価制度の課題の洗い出しや見直し・検討を行いました。

これらを踏まえ、政策・施策・事務事業評価を効率的・効果的に実施できる新たな行政評価制度を構築いたしました。(行政管理課)

3 平成25年度包括外部監査（ごみ処理事業の事務の執行について）

《収集運搬業務》

(1) <家庭ごみ収集運搬業務（葵区・駿河区）>車両関連コストの積算について [収集業務課]

【指摘事項】

監査人の試算によると、車両関連コストについて、市の公社への支払額は53,948,630円、公社の実際の負担額は34,267,340円であった。市の公社への支払額は、公社の負担額に比

べて、1年間で19,681,290円多いことになる。市の積算は、公社の実態と乖離したものになっている。

地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定めている。また、地方財政法第4条第1項では、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定めている。

市は、法の趣旨に則った業務を行う必要がある。公社の実態を踏まえ、たうで積算を行い、委託料のコストダウンを図るべきである。

**【措置の状況】**（平成27年 6 月25日 報告）

車両関連コストについて、(一社)日本建設機械施工協会が発行する「建設機械等損料表」に基づく積算方法に改め、委託料のコストダウンを図りました。

また、平成27年度委託業務の実施にあたり、他の全ての委託エリアも含め、上記方法により積算の上、契約締結しました。

本市における委託業務の積算は、特定の相手方との単独随意契約が継続的に行われている業務であっても、市況等を勘案して一般的な事業者が受託業務を遂行するに足りるものとなるように行っています。

今後もこの方針を踏まえ、環境公社を含めた一般廃棄物収集運搬業者全体の実情をより詳細に把握し、積算に反映させていくよう努めていきます。(収集業務課)

(2) <家庭ごみ収集運搬業務(葵区・駿河区)>予備車両費の積算について [収集業務課]

**【指摘事項】**

予備車両費については、公社に対し1,234,930円が見積もられているが、他の委託業者に対しては、見積もられていない。市が、公社に対してのみ、予備車両費を支払っていることは、公社と他の業者との公平性に欠ける取扱いになっていると考える。

他の委託業者の場合、予備車両費が少額となる可能性もあるが、公平性の観点からは、公社以外の委託業者に対しても、予備車両費を見積もり、同等な取扱いをすべきである。

**【措置の状況】**（平成27年 6 月25日 報告）

予備車両費について、全ての委託エリアの積算に計上し、全市同一の取扱いとすること



により、委託業者間における公平性の確保を図りました。

また、平成27年度委託業務の実施にあたり、上記方法により積算の上、契約締結しました。(収集業務課)

(3) <家庭ごみ収集業務の全面委託化について> [ごみ減量推進課]

【指摘事項】

静岡市の家庭ごみ収集業務のうち、可燃ごみの収集については、労務職不補充の方針から、職員の自然減により、すべて民間へ委託化されることが決定されている。しかし、現状では、民間への全面委託化によるデメリットが十分に検討されていないまま、委託化が進んでいる。震災等による災害時、委託先の倒産、入札不調など、不測の事態への対応や、直営による収集ノウハウの継承について、十分に議論・検討がされていない状態で、全面委託化が進んでいることは、問題と言わざるをえない。

直営がゼロとなった場合のデメリットについても、十分に議論を重ねたうえで、不測の事態への対応や市のノウハウの継承方法等について、市の方針を明確に定めておくことが必要である。

【措置の状況】(平成27年 6 月25日 報告)

県都静岡まちづくり21推進大綱(平成8年1月策定)の基本方針である「内部コストの引下げ」の視点から、民間活力を有効活用することを目的に、平成10年度から、可燃ごみの委託化を推進することとしました。

現時点では、家庭から排出される可燃ごみについては、静岡市一般廃棄物処理基本計画及び定員管理計画に基づき、平成33年度までに、完全委託化を予定しています。

御指摘の大規模災害時など、不測の事態への対応については、本市の外郭団体である一般財団法人静岡市環境公社を、本市のセーフティネットとして位置付け、対応するとともに、市内の一般廃棄物処理業者と「大規模災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書」を締結(平成25年10月10日締結)したことで、市民生活に混乱を招かないよう十分検討しています。

全面委託化によるデメリットの検討につきましては、前述の記述以外に以下のとおりです。

直営による作業員がいなくなることによる、労務職員のノウハウの継承が行われないなどの懸念については、前述の環境公社をセーフティネットと位置付けしたこと及び委託業

者への研修等を実施することで対応してまいります。(ごみ減量推進課)

《中間処理業務（沼上灰溶融炉）》

(4) <沼上灰溶融炉の稼働停止について> [廃棄物処理課]

【指摘事項】

監査人のシミュレーションによれば、沼上灰溶融炉の稼働を停止したとしても、理論的には、ごみの全量処理が可能であることがわかった。

灰溶融炉と溶融スラグ処理施設の稼働を停止できた場合には、年間5億円以上のランニングコストの削減が可能となり、最終処分量の減少も見込まれる。市にとって、稼働停止の効果は非常に大きいものと考えられる。

沼上清掃工場では、焼却炉の耐用年数が近づいてきており、設備の更新、工場の再編を検討する時期に来ている。清掃工場の再編においては、灰溶融炉の稼働停止の実現に向けて、検討を進めていく必要があると考える。

【措置の状況】(平成27年 6 月25日 報告)

平成23年度から静岡市のごみ処理施設のあり方を検討する中で、灰溶融炉については、埋め立て処分量の減少による最終処分場の延命化や維持管理費等のコスト削減になることから、平成29年度から稼働を停止することとしました。

課題とスケジュール

1 平成27～28年度

西ヶ谷清掃工場で生成する溶融スラグ・メタル量の増加に伴うスラグ搬送設備及び整粒設備等の増強を予定。

2 平成28年度

西ヶ谷清掃工場の定期点検による全炉停止（最大21日間程度）等で焼却灰の受入ができない期間があるため、沼上清掃工場に焼却灰の保管場所を整備する予定。

3 平成29年度

設備の増強による委託費（人件費）増を実施する予定。

(廃棄物処理課)

《中間処理業務（沼上資源循環センター）》

(5) <設備投資の必要性について>ペットボトル処理施設 [ごみ減量推進課]

**【指摘事項】**

施設建設の検討過程を見ると、補助金ありきの建設として、議論が行われているだけであり、施設の必要性についての議論が行われていない。また、施設の必要性やペットボトル処理施設単独での経済的効果を検討した資料もなく、現状では、ペットボトル処理施設を建設したことにより、市の負担額はかえって増加する結果となっている。

現存している資料を見る限り、ペットボトル処理施設を建設する合理的な理由は見当たらないと言わざるを得ない。こうした設備投資は、市民の納得が得られるものではない。

多額の投資をしている以上、市は、ペットボトル処理施設の必要性について、市民に説明する責任があると考えます。

**【措置の状況】**（平成27年 6 月25日 報告）

沼上資源循環センターは、平成19年 3 月に策定した「仮称資源循環センター施設基本計画」の施設整備に係る基本方針である

- ① 4 Rの実現が可能なごみ処理施設を整備する
- ② 4 Rを推進するための情報発信拠点としたごみ処理施設を整備する
- ③ 最終処分量を極力削減できるごみ処理施設を整備する
- ④ 経済性を考慮したごみ処理施設を整備する
- ⑤ 安全・安心で低環境負荷型のごみ処理施設を整備する

に基づく施設として整備しており、補助金ありきの議論だけで施設整備を進めたものではありません。

啓発施設、ペットボトル処理施設等を、沼上清掃工場に併設することにより、本市のごみ処理、リサイクルへの取組み等、廃棄物の一連の処理過程を、市民の皆さんに見ていただくことで、ごみ減量意識の向上に非常に高い効果があります。また、ペットボトルの処理については、平成23年 4 月のペットボトル処理施設完成以前は、葵・駿河区は収集運搬・処理を委託し、清水区は収集運搬を委託し、処理については、清水清掃工場に設置されていた圧縮・減容施設で実施していました。

しかし、平成21年度の清水清掃工場の廃止に伴い、圧縮・減容施設も廃止されたことから、清水区の処理も委託する必要が生じました。

このペットボトルの処理業務の委託先が葵区の西部に偏在していたことから、市域中心付近の沼上清掃工場内に設置することで、旧静岡・清水におけるペットボトルの処理が一元化され、効率的な処理が可能となりました。

併せて、啓発施設、ペットボトル処理施設など、一体的に整備することで、旧沼上清掃工場の解体を効果的に実施することができました。（ごみ減量推進課）

(6) <設備投資の必要性について>溶融スラグ処理施設 [ごみ減量推進課]

**【指摘事項】**

沼上資源循環センターの建設時においては、溶融スラグ処理施設の設備投資の効果が、事前に十分に検証されていたとは言えない状況であった。資源循環センターでは、1日当たり55トンの溶融スラグ処理施設が導入されているが、多角的な検討が十分に行われていれば、半分の処理能力の投資でも十分であった可能性がある。

このような多額の設備投資を行う際には、事前に十分な検証プロセスを経ておくことが必要と考える。

**【措置の状況】**（平成27年 6 月25日 報告）

沼上資源循環センターの建設時の処理能力は、前静岡市一般廃棄物処理基本計画（平成17年 3 月策定、計画期間：平成17年 4 月から平成32年 3 月まで）に基づく推計量から算出しました。

その際のごみ量の推計では、年々増加傾向にあり、施設完成時となる平成23年 4 月時点では、55トン/日の処理能力が必要と積算されたものであり、過大施設とはなっておりません。

また、当該スラグ処理施設を設置したことで、沼上清掃工場灰溶融施設で生成されたスラグの品質が向上し、埋戻材（保護砂）、アスファルト混合材として利用価値が上昇したこと、最終処分場の延命につながったことから、施設の必要性は高いものとなっています。

なお、沼上清掃工場灰溶融施設の稼働停止に伴う溶融スラグ処理施設については、西ヶ谷清掃工場における溶融スラグ処理施設が1基しか存在しないため、故障等により、ごみ処理が滞るなど、市民生活に支障が生ずることのないよう、ストックヤードも含めて有効利用していきます。（ごみ減量推進課）

《中間処理業務（清掃工場関係）》

(7) <西ヶ谷清掃工場の不燃物等運搬業務と飛灰等運搬業務について>不燃物等運搬業務の車損料について [廃棄物処理課]

**【指摘事項】**

市の積算上、車損料として使用している基礎価格は、市の購入実績と比べると、100万円程度高い。また、公社では、平成24年度には、登録して間もない車両を使用しているが、22年度と23年度は、初度登録から10年程度経過した車両を使用している。このような車両は、耐用年数を経過しているため、市の積算価格と比較して、公社の経費負担は非常に軽いと考えられる。現状、市の予算設計は、公社の実質的な経費負担額と比べて、多額になっている。

公社の実態を把握できる立場にあり、かつ、競争原理が働かない単独随意契約を行っている以上、市の財政負担を削減するためにも、公社の実態に合わせた積算を行い、その積算に見合った金額での契約を行う必要があると考える。

**【措置の状況】**（平成27年 6 月25日 報告）

車両関連コストについて、実績による燃料使用量とする事により、委託料のコストダウンを図りました。また、平成27年度の契約から車両損料を見直すことにより、更なるコストダウンを図りました。

本市における委託業務の積算は、特定の相手方との単独随意契約が継続的に行われている業務であっても、市況等を勘案して一般的な事業者が受託業務を遂行するに足りるものとなるように行っています。

今後も、環境公社の実情をより詳細に把握し、積算に反映させていくよう努めていきます。（廃棄物処理課）

**（8）＜電気工作物点検整備業務＞**〔廃棄物処理課〕

**【指摘事項】**

単独随意契約の理由として、見積参加者表に記載されている内容だけでは、市民にとって、具体的内容がわかりにくいと思われる。

見積参加者表の記載は、より具体的に記載する必要があると考える。

**【措置の状況】**（平成27年 6 月25日 報告）

電気工作物点検整備業務における単独随意契約を採用する場合の理由について、次のように記載を改めました。

**〔業者選定理由〕**

本業務は、清掃工場が停止中の特定日に集中して点検を行うものであり、集中的に専

門技能を有する人員及び点検機材を確保でき、安全に作業を実施できるのは上記業者しかない。(廃棄物処理課)

《その他業務》

(9) <一般廃棄物処理手数料徴収事務等業務について>再委託の禁止について [ごみ減量推進課]

【指摘事項】

① この業務のうち、製造業務の再委託は、市が再委託を承認する手続が行われているものではなく、契約書で再委託を認める条項があるわけでもない。少なくとも、手続的には瑕疵があるものとなっている。

まずは、手続的な瑕疵がない状態としたうえで、業務を遂行する必要がある。

② さらに、この再委託は、市が再委託を承認する基準と照らし合わせると、これらの基準をすべて満たしているとは言い難く、再委託禁止の例外として、認められない可能性が非常に高いものである。この業務委託は、本来、製造業務と販売業務を分離して発注すべきものとする。

製造業務の再委託が、市の再委託禁止の例外として、本当に認められるものなのか、あらためて検討することが必要と考える。仮に、例外的に認められると判断した場合であっても、市民に対し、その根拠を詳細に説明することが必要であろう。

【措置の状況】(平成27年 6 月25日 報告)

① 指定容器の製造については、②の措置状況に記載のとおり、指定販売所たる(一財)静岡市環境公社の業務であることから、再委託には当たらないものです。

再委託業務がない事業であり、御指摘の再委託に関する条項の記述の必要性及び手続上の瑕疵については該当いたしません。

② 静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第13条第1項で、市長は一般廃棄物の処理に関し手数料を徴収することとされており、同条第2項第1号で、指定容器の容量ごとに手数料の額のみが規定されています。

さらに、静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第7条第3項で、その指定容器は市長が指定する販売所で購入しなければならないと規定されています。

したがって、本市が行う手数料徴収業務と指定容器の製造業務とは、別の業務であると明確に区分され、指定容器の製造は、指定販売所としての(一財)静岡市環境公

社の業務として、同公社が指定容器の代金を別に徴収しています。

御指摘については、契約書の記載により誤解を与え、前例を踏襲し、業務の理解不足から生じたものと考えられるため、改めて法令等を確認し、契約書から指定容器の製造、在庫管理に関して削除をいたしました。

なお、契約書の記載について、過年度の当該業務を確認したところ、平成20年度までは、指定容器の製造については、業務として委託されていませんが、平成21年度の販売所の縮小に伴い、契約書を見直す際、指定容器の製造が誤って記載され、以後、内容を精査することなく継続して規定されていました。

併せて支出状況も確認いたしましたが、指定容器の製造代金を委託業務において支出していることもないため、契約書の誤記載による不適正な支出はありませんでした。

(ごみ減量推進課)

(10) <一般廃棄物処理手数料徴収事務等業務について>在庫管理について [ごみ減量推進課]

**【指摘事項】**

この業務では、ごみ容器の在庫管理も公社に委託されており、市が直接在庫管理を行っているわけではない。仕様書では、市から公社に対し、在庫状況の報告を求めることが出来ることになっているが、これまで市からそのような報告を求めたことはない。

市は、公社の在庫について、定期的に状況報告を求め、その内容確認をしたり、現地棚卸に立ち会ったりするなど、積極的に関与する必要があると考える。

**【措置の状況】** (平成27年 6 月25日 報告)

指定容器の在庫管理については、(1)再委託の禁止の②のとおり、指定容器の製造は、(一財)静岡市環境公社の業務であるため、本委託業務において在庫管理を実施することはありません。

しかしながら、指定容器については、市長が指定する販売所で購入することとされており、事業者が指定容器により一般廃棄物を排出できる本制度を円滑に実施する必要があるため、在庫管理については、指定販売所に対して、適切な指導を行っていきます。(ごみ減量推進課)

《ごみ減量とリサイクル》

(11) <ごみ減量への取り組み> [ごみ減量推進課]

**【指摘事項】**

1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、政令指定都市の中では、静岡市が806グラムともっとも多く、ワーストである。静岡市のごみ排出量は、全国平均や他の政令市と比較すると、まだまだ削減の余地が大きい。

にもかかわらず、1人1日当たりのごみ総排出量について、平成26年度の目標数値（中間目標）をすでに達成しているということは、そもそも目標としている数値自体が低いレベルにあると考えられる。

ごみ減量化を高いレベルで進めるためには、現状の数値目標を見直し、新たに高い数値目標を設定するべきである。そのうえで、市民に対する広報活動を強化し、ごみ減量に対する市民の意識を高めていくことが必要と考える。

**【措置の状況】**（平成27年6月25日 報告）

市民の皆さんに対するごみ減量意識の向上を図るため、平成25年度、26年度の2年間、自治会・町内会等を対象に「ごみ減量具体化説明会」を510団体に対し開催いたしました。

平成27年度からは、生ごみの減量に特化した「生ごみ減量具体化説明会」を開催し、さらなる意識啓発に努めていきます。

また、一人1日当たりのごみ総排出量の目標値については、平成26年度に見直した「静岡市一般廃棄物処理基本計画」で、25年度実績の1,008グラムから約15パーセント削減し、新たな目標値として、一人1日当たりのごみ総排出量を860グラムと設定し、さらなるごみの減量に努めてまいります。（ごみ減量推進課）

## (12) &lt;リサイクルへの取り組み&gt; [ごみ減量推進課]

**【指摘事項】**

リサイクルについては、リサイクル率の向上という市の目標と、実際の取り組みとの間に齟齬が生じており、両者が連動していない状況にある。市の目指すべき方向と、市の取り組みとの整合性を考慮し、実態に合わせた目標設定が必要と考える。

また、市のリサイクルに対する取り組みについては、リサイクル率の数値に反映されない部分もある。市民に対し、その内容を詳細に説明し、市民に対する説明責任を果たすことも必要と考える。

**【措置の状況】**（平成27年6月25日 報告）



平成26年度に見直した「静岡市一般廃棄物処理基本計画」においては、リサイクル率の目標値の設定は行いませんでした。

これは、様々な民間活力によるリサイクルが普及し、本市におけるリサイクル量の把握が困難となったことにより、リサイクル率を目標値として設定することは、適当でないと判断したことによるものです。

しかしながら、本市のさらなるごみの減量を達成するためには、リサイクルも有効な手段の一つであるため、今後もリサイクルを推進する考えに変わりはありません。(ごみ減量推進課)